

都 行 第 1 2 0 9 号
平成 29 年 9 月 29 日

らしく株式会社
代表取締役 堀 哲郎 様

さいたま市長 清水 勇人

「平成 29 年度さいたま市提案型公共サービス公民連携制度」における提案審査結果について（通知）

平成 29 年 6 月 23 日付けでご提出いただきましたご提案について、審査結果を下記のとおり通知いたします。

なお、ご提案いただきました事業について、事業化する際には、別途事業者選定を行います。その際に、採用されたアイデアのポイントが提案できる公募条件となった場合、原則、独創的かつ市民サービスの質を高める提案をした事業者として、評価項目合計点（満点）の 5% を加点して評価することとします。

記

- 1 提案名
七夕 Open Space
- 2 特定課題事業名
未利用市有地活用事業（日進交番跡地）
- 3 審査結果
採用とする（詳細は別紙のとおり）

（連絡先）

3 3 0 - 9 5 8 8

さいたま市浦和区常盤 6 - 4 - 4

さいたま市

都市戦略本部 行財政改革推進部

行政改革・公民連携推進担当

担当：竹澤・神田

TEL：0 4 8 - 8 2 9 - 1 1 0 6

FAX：0 4 8 - 8 2 9 - 1 9 8 5

E-mail：kaikaku@city.saitama.lg.jp

平成29年度

さいたま市提案型公共サービス公民連携制度における提案審査結果について

提案名	七夕 Open Space
特定課題事業名	未利用市有地活用事業(日進交番跡地)
提案者	らしく(株)
審査結果	採用
提案概要	
<p>・コンセプトは「住民の日常に賑わいとつながりを」 住民の日常となっている商店街を「立ち止まる」商店街にすることで七夕通りの活性化を実現。 ・老若男女どの世代にも魅力に感じてもらうための空間作りをテーマとし、住民にとって常に新鮮であり話題の場所となるよう、出店形態は飲食の「移動販売拠点車両」とする。 ・日進周辺またはさいたま市が産地となっている農作物・お酒などを販売することで住民、生産者共に地元への愛着がわき、公民連携を通じた地産地消のサイクルを実現する。</p>	
さいたま市提案型公共サービス公民連携制度検討委員会による意見（市によるまとめ）	
<p>未利用市有地を舗装整備しないため、初期設備投資が不要であることが特徴である。全体的にきめ細かく検討されており、意欲を感じる提案である。創業間もない事業者ということで、事業実績は少ないが、もともとローリスクの事業であり、許容可能と考える。熟度、費用負担の面から優れた提案であり、当該提案を優先的に採用して良いと考える。</p>	
事業所管課の意見	
<p>未利用市有地を舗装整備することなく現状のまま活用する点は、地元の祭り会場として今までどおり使用することができるだけでなく、初期投資費用や原状回復時に係る経費等の削減にも繋がる提案内容と考えられます。 また、貸付料についても、本市の普通財産貸付料算定基準を満たしており、一定の財政効果が見込める事業内容と考えられます。 なお、移動販売車両の導入については、当該市有地の転貸借とならないよう権利譲渡等の禁止事項を承知いただくとともに、保全管理について善良な管理者としての注意義務が生じることを十分理解していただくこととなります。</p>	

都 行 第 1 2 0 9 号
平成 29 年 9 月 29 日

らしく株式会社
代表取締役 堀 哲郎 様

さいたま市長 清水 勇人

「平成 29 年度さいたま市提案型公共サービス公民連携制度」における提案審査
結果について（通知）

平成 29 年 6 月 23 日付けでご提出いただきましたご提案について、審査結果を下記
のとおり通知いたします。

記

- 1 提案名
東浦和まちづくり PARK
- 2 特定課題事業名
未利用市有地活用事業（大谷口向市有地）
- 3 審査結果
不採用とする（詳細は別紙のとおり）

（連絡先）

3 3 0 - 9 5 8 8

さいたま市浦和区常盤 6 - 4 - 4

さいたま市

都市戦略本部 行財政改革推進部

行政改革・公民連携推進担当

担当：竹澤・神田

TEL：0 4 8 - 8 2 9 - 1 1 0 6

FAX：0 4 8 - 8 2 9 - 1 9 8 5

E-mail：kaikaku@city.saitama.lg.jp

平成29年度

さいたま市提案型公共サービス公民連携制度における提案審査結果について

提案名	東浦和まちづくりPARK
特定課題事業名	未利用市有地活用事業(大谷口向市有地)
提案者	らしく(株)
審査結果	不採用
提案概要	
<p>・天然芝の解放感溢れる雰囲気、サッカー(フットサル)と地元食材のフードと音楽などが適度に混ざり合い、そこに地域住民の活気が彩りを加える、さいたま市発の未来空間。</p> <p>・「スポーツを活用したまちづくり空間」を住民の身近な場所に創ることにより、さいたま市が掲げる「市民へのスポーツ振興」を公民連携で実現。</p> <p>・2,000㎡弱の空間でありながら、事業運営を通じて複数の社会課題をまとめて改善できる。具体的には、行政コストの大幅な削減、地域住民のコミュニティ構築、スポーツ振興の促進、アクティブシニアや障がい者などの活躍の機会提供、スポーツ選手のセカンドキャリア支援、農家支援、創業支援など。</p>	
さいたま市提案型公共サービス公民連携制度検討委員会による意見（市によるまとめ）	
<p>長期貸付条件の土地ではないため、募集条件に合致していない。</p> <p>なお、市は募集概要を分かりやすく伝えることが求められており、今後募集方法などに更なる工夫を要する。</p>	
事業所管課の意見	
<p>当該未利用市有地については、建物の設置や長期貸付は想定しておりません。募集概要等と合致しておらず、本提案の採用は難しいと考えます。また、提案された貸付料では見込まれる財政効果が低いと考えております。</p> <p>ご提案いただいた内容は、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>	

ご提案いただいた事業の今後の流れについて

この度は、平成 29 年度さいたま市提案型公共サービス公民連携制度にご提案をいただき、誠にありがとうございました。

今後、ご提案いただきました事業につきましては、次のとおり進めてまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

記

①提案の公表

提出されたすべての提案について、事業名と概略をホームページ等で公表します。ただし、提案者名や提案者の創意工夫が含まれる詳細な提案内容は、公開の対象としません。

公表内容については、提案書に記載いただいた「結果公表用提案概要」を公表させていただきます。公表にあたっては、事前にご連絡させていただきます。(平成 30 年 3 月頃を予定しております。)

②採用事業の事業化

提案が採用となった事業の実施については、提案審査結果に基づき、随意契約、プロポーザル方式又は総合評価一般競争入札のいずれかの方法により、改めて事業者を選定します。

※提案が採用となった事業者が必ずしも事業者となるものではありません。

※公募型プロポーザル方式及び総合評価一般競争入札により事業者選定をする場合は、提案が採用となった事業者には、独創的かつ市民サービスの質を高める提案をした事業者として、評価項目合計点（満点）の 5% を加点して評価することとします。

※共同事業体の提案が採用となった場合、全ての構成員が加点を受ける対象となります。ただし、事業者選定時において、複数の構成員が加点を受ける対象であっても、加点の合算はせず、評価項目合計点（満点）の 5% を加点して評価することとします。

※共同事業体の提案が採用となった場合、原則として、事業者選定時には、提案時と同一の共同事業体で参加してください。